

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る対処方針（改定版）

平成 23 年 11 月 25 日

千葉県災害復旧・復興本部

# 目 次

第1章 本県への影響及び取組状況について	1
1. 生活環境	
2. 農林水産業	
3. 商工業・観光業	
4. 学校教育等	
5. 健康への影響	
6. 上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等	
7. 損害賠償	
第2章 原発事故に係る県の課題	8
1. 監視体制の強化と放射線医学総合研究所等との連携	
2. 県内産業に対する影響への対応	
3. 学校教育等における対策	
4. 健康に対する影響への対応	
5. 上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等の処分	
6. 汚染された土壌等の除染等の措置	
7. 損害賠償に関する対応	
第3章 原発事故に係る対処方針	12
1. 生活環境	
2. 農林水産業	
3. 商工業・観光業	
4. 学校教育等	
5. 健康への影響	
6. 上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等	
7. 汚染された土壌等の除染等の措置	
8. 損害賠償	
(参考1) 国への要望の状況	15
(参考2) 県内市町村からの意見	17
(参考3) 放射線・放射性物質に関するモニタリング検査・測定項目	18

## 第1章 本県への影響及び取組状況について

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所（以下「原発」という。）の事故は、本県に様々な影響を及ぼしている。

具体的には、平成23年3月、上水道中の放射性物質が乳児の飲用摂取に係る国の指標値を超える事態となったのをはじめとし、4月にはシュンギクやハウレンソウ等6品目、6月には茶、10月にはしいたけ等の農林産物の出荷が制限された。また、農林水産業、商工業、観光業等において、風評被害が県内事業者等に対し深刻な影響をもたらした。

これらに加え、現在では、局所的に放射線量が高い箇所が存在や、汚染された廃棄物の処分方法等が大きな問題となっている。

### 1. 生活環境

#### (1) 本県への影響

原発からおよそ200kmの距離にありながら、県内の一部の地域において、比較的高い空間放射線量が検出されている。

また、本県は、海水浴やサーフィン等のマリンスポーツが盛んな地域であることから、海域を利用する方に正確な情報を提供するため、モニタリング調査を実施したところ、海水については、すべての調査地点で放射性物質は検出されていない。

さらに、水道水については、事故直後の平成23年3月下旬に、放射性ヨウ素の濃度が乳児の飲用摂取に係る国の指標を超えたことが確認された。なお、それ以降も引き続き調査を続けているが、水道水中において指標を超える濃度の放射性物質は検出されていない。

#### (2) 取組状況

県では、空間放射線量測定器（モニタリングポスト）により大気環境中の放射線量の測定を実施し、測定結果についてはホームページ等で公表している。

従来は、市原市のみで測定していたが、平成23年8月29日から旭市においても測定を開始するとともに、今後、新たに6基について、放射線量が比較的高い地点もあり人口も多い県北西部の柏市、市川市、印西市、全県的な監視の観点から香取市、茂原市、館山市に、各1基設置することとした。

また、可搬式空間放射線量測定器（サーベイメータ）を39台整備し、各地域振興事務所における定点測定や、市町村への貸与等、地域の実情に即したきめ細かな放射線量の測定が実施できるよう、監視体制の充実に努めている。

海水については、平成23年5月に千葉県沿岸域の沖合4地点で、また、6月には18海水浴場で放射能濃度を測定した。

その後、6月24日に国において「水浴場の放射性物質に係る水質の目安」が定められ、水質モニタリング等の指針が示されたことから、7月に当該指針に基づき、開設予定の63海水浴場（千葉市を除く。）すべての海水の放射能濃度の測定及び砂浜等の空間放射線量の測定を実施した。

さらに、7月以降も調査地点を4地点として週1回程度、9月と10月には月1～2回程度、測定を実施した。測定結果については、速やかにホームページ等で公表しており、これまでの結果、海水中の放射能は検出されていない。

千葉港湾区域内においても、海水の放射能測定を実施し、測定結果をホームページで公表しており、これまでの結果、海水中の放射能は検出されていない。

水道水については、県水道局では、平成23年3月24日に松戸市にある栗山浄水場及びちば野菊の里浄水場において、同26日には千葉市にある柏井浄水場（東側施設）において、また、北千葉広域水道企業団では、同25日に放射性ヨウ素の濃度が乳児の飲用摂取に係る国の指標を超えたことが確認されたため、乳児の飲用摂取を控えるよう広報を行った。さらに、県水道局では、関係市と調整し、同25日と27日に給水車等による応急給水を実施した。

また、県水道局や県内の5水道用水供給事業体の水道水中に含まれる放射性物質の測定結果を定期的にホームページで公表するとともに、放射性物質測定器の導入により自己検査体制を整備している。

さらに、県立都市公園においても、空間放射線量等の測定を実施し、測定結果をホームページで公表している。

## 2. 農林水産業

### (1) 本県への影響

県内の一部地域の農産物において、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、平成23年4月に2市1町6品目の農産物の出荷制限が行われたが、同22日にはすべて解除されている。

また、茶について、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、6月以降、6市1町の出荷制限が行われたが、1町については9月7日に出荷制限が解除され、三番茶以降で出荷可能となった。

さらに、出荷制限を受けていない農林水産物についても、出荷自粛・出漁自粛に加え、暫定規制値を超えていないにもかかわらず、市場価格の大幅な下落や取引を断られる等の風評被害が発生した。

畜産物については、県内の牧草から暫定許容値を超える放射性物質が検出されたため、刈取り後の保管を要請する一方で、牧草の給与自粛があることから、代替飼料の確保の必要が生じた。

また、他県において、収穫後も水田に放置された稲わらを摂取した肉用牛から、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、牛肉の価格下落等の風評被害が発生した。

林産物については、露地栽培の原木しいたけから、暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことから、10月以降、3市において出荷制限が行われている。

このほか、流通制限をかけられた牧草、堆肥等の保管及び処分について、場所や方法が課題となってきていることに加え、農林水産物全般及び飼料、堆肥等の放射性物質の検査について、事業者等の負担が大きくなっている。

## (2) 取組状況

ア 県産農林水産物等の放射性物質のモニタリング検査の実施と結果の速やかな公表について、国や市町村、関係団体と連携して取り組み、消費者に安全な農林水産物を提供するように努めている。

(ア) 野菜等の農産物については、市町村・関係団体と連携して、主要農産物や他県で放射性物質が検出された品目等を対象として、出回り初期に検査を実施している。農産物検査地点については、それぞれの農作物ごとに主要産地をまれなく、かつ、県内を4ブロックに分けて各ブロックを網羅するように考慮し、さらに、下半期においても、県内市町村を満遍なく検査するよう調整している。

(イ) 主食用米については、271地点の検査を平成23年8月31日までに完了し、すべての主食用米が出荷可能となったため、安全宣言を行った。

(ウ) 原乳については、クーラーステーション等の検査地点を増やし、毎週検査を実施している。

(エ) 肉用牛については、飼養状況と農家ごとの検査を組み合わせた「県産牛肉の放射性物質安全チェック制度」を平成23年8月から実施している。

(オ) しいたけ等の林産物については、県内を4ブロックに分けて検査を実施しており、このうち原木露地栽培しいたけについては、生産者が確認された全市町村において出荷開始前段階に検査を実施した。

(カ) 水産物については、県内6エリアに分け、週10回程度、銚子・九十九里地区に重点を置きつつ、漁期・旬を考慮して実施している。

(キ) 飼料作物については、牧草を県内3ブロックに分け、2週間に1度、他の作物については、収穫前の時期に県内全域で実施した。

(ク) 堆肥等については、平成23年7月から9月にかけて、県内全域で検査を実施した。

(ケ) 農地土壌については、国の検査に協力しており、平成23年8月30日に放射性物質濃度分布図が国から公表された。

イ 「ちばの農業・漁業を応援する資金」を新設し、農業者及び漁業者に対して無利子で運転資金を融資するための利子補給を行っている。

ウ 「がんばろう！千葉」キャンペーンと連携を図り、ラジオによるお知らせ、量販店・百貨店におけるPR、JR駅頭におけるイベント等での販促活動等を行った。その後も、量販店・百貨店における千葉県フェア、地域における各種イベント等、あらゆる機会を捉え、県産農林水産物の安全性と消費拡大のPRについて積極的に取り組んでいる。

エ 飼料、堆肥等の最終的な処分についても、現実的な処理方法を示すよう国に要望している。

## 3. 商工業・観光業

### (1) 本県への影響

食品や工業製品等の輸出に際し、輸出先から放射能検査を実施するまでの間、出荷を停止するよう指示を受けたり、工業製品の受取を拒否される等の事例が生じて

いる。

観光業については、入込客数の著しい減少が生じており、県内主要観光施設への入込状況は対前年比で、ゴールデンウィークにおいては、観光・レクリエーション施設が16.0%減、宿泊施設が15.7%減、夏期観光シーズンにおいては、それぞれ8.0%減、13.5%減となった。この夏の海水浴客数についても、対前年比で半減となった。

また、外国人旅行者数については、成田空港の外国人旅客数が平成23年4月には対前年比で約63%減と大きく落ち込んだ。最近の状況を見ても、8月は36%減、9月は31%減と依然として厳しい状況にある。

## (2) 取組状況

売上減少など風評被害等を受けている中小企業に対して、セーフティネット資金（震災復興枠等）の融資により資金繰りを支援するとともに、地域の商工会等と連携した経営診断や、専門家で構成する「経営再建サポートチーム」を必要に応じて派遣している。

また、加工食品を輸出する際に必要な証明書の発行事務を実施するとともに、産業支援技術研究所に整備した放射線検査機器を活用して、県内企業を対象に工業製品の放射線検査を実施し、放射能に係る検査の要請に対応している。

観光面では、国内向けとして、「がんばろう！千葉」キャンペーンで結成されたちばめぐり隊や関係団体と連携を図り、「秋の全県統一観光キャンペーン」等の観光PRを実施するとともに、海外向けには、台湾における知事のトップセールスをはじめ、国のビジット・ジャパン事業とも連携しながら、各種海外向けのプロモーション事業を実施している。

さらに、県内観光施設において、入場無料となる観光優待キャンペーンを夏から秋にかけて実施した。

## 4. 学校教育等

### (1) 本県の状況

県北西部を中心とした学校等の校庭等において、比較的高い空間放射線量が測定されていることから、校庭等の敷地内の放射線量低減に対し、保護者等から強い要望が寄せられている。

また、農林水産物において、放射能汚染により出荷制限されている品目があることから、給食用食材の安全確保に対し、保護者等から強い要望が寄せられている。

### (2) 取組状況

#### ア 学校等の校庭等

平成23年6月に県立学校16校のプール水の測定を実施したところ、すべての学校で検出限界値（10Bq/kg）以内であった。また、7月には32の県立学校等における校庭等の放射線量を測定した結果、最高値は毎時0.47マイクロシーベルトであり、測定当時に文部科学省が示していた校舎・校庭等の利用判断にお

ける暫定的な目安（毎時3.8マイクロシーベルト）を下回った。

なお、平成23年8月26日に文部科学省から新たな目安（学校において児童生徒が受ける放射線量を原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するために校庭等の放射線量を毎時1マイクロシーベルト未満とする）及び局所的に放射線量の高い場所の把握とその線量低減が重要との考え方が示されたことから、10月17日から11月21日までの間、県北西部を重点に県立学校51校の校庭の放射線量の測定を実施した結果、毎時0.07～0.42マイクロシーベルトの間であった。

#### イ 学校給食用食材

学校栄養士等に対する放射能に関する研修会を早期に実施し、理解を図り、対応について周知を図った。また、給食用食材については、各調理場において、農産物、水産物等の放射性物質に関する検査結果や出荷制限に関する情報の注視と、食材の産地確認の徹底により、安全・安心の確保に努めるよう指導に当たっている。

県産農林水産物における放射性物質に係るモニタリング検査は、計画的・継続的に測定を実施し安全確保に努めており、原木しいたけや茶の一部を除き、野菜、果実、魚介類について大部分が不検出であり、検出されても暫定規制値を大きく下回る数値であることを確認している。なお、他県でも同様の検査が行われている。

### 5. 健康への影響

#### (1) 本県への影響

今回の事故により、放射性物質が広範囲に拡散しているが、外部被ばく及び内部被ばくからなる低量の放射線を長期間被ばくした場合の健康への影響については、過去に蓄積されたデータが乏しく、特に放射線への感受性が高いとされる子どもたちには、長期的に何らかの影響を及ぼす可能性が否定できない。

また、特定の地域で局所的に高い放射線量が計測されたり、農作物からの放射性物質の検出の報道がなされるたび、特に乳幼児や児童生徒を持つ保護者をはじめとする県民の不安が高まっている。

#### (2) 取組状況

健康への影響に関する県民等の相談について、各健康福祉センターに窓口を設置し、専門機関等の情報を収集し、対応している。

また、平成23年8月26日に政府の原子力災害対策本部から示された「除染に関する緊急実施基本方針」において、県の役割として、「国と連携し、地域住民が安全かつ効率的・効果的に除染を行えるよう、生活上の留意点などの情報提供を実施すること」が求められていることから、県では、ホームページにおいて、大気、農林水産物、水道水等に係る放射線量の測定結果等を随時公表するとともに、県民だよりやテレビ、ラジオを通じて、放射性物質に関する正しい知識を紹介している。

さらに、県民がいつでも見えて学ぶことができるよう、(独)放射線医学総合研究所

の専門家が放射能に関する解説を行った内容を、ホームページで紹介している。

## 6. 上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等

### (1) 本県への影響

上下水道等処理施設や一般廃棄物処理施設等で発生する汚泥や焼却灰等において、高濃度の放射性物質が検出されている。

#### ア 上下水道等施設から発生する汚泥・焼却灰等

現在、県内の上下水道等施設から発生する汚泥等は、平成23年6月16日に政府の原子力災害対策本部から示された「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」(以下「上下水処理等副次産物の取扱いに関する考え方」という。)において「管理型処分場での埋立が可能」とされた8,000Bq/kg以下となっている。

#### イ 一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰等

8,000Bq/kgを超えた汚泥・焼却灰等の処分方法について、一般廃棄物処理施設から発生する焼却灰に関しては、平成23年8月31日に国から新たな処分方針が示されたところであるが、処分できる見込みが立っておらず、基準を超えた焼却灰等については、場内に一時保管されている状態にある。

### (2) 取組状況

ア 上水道について、県水道局及び県内の5水道用水供給事業者から発生する汚泥は、「上下水処理等副次産物の取扱いに関する考え方」で示された8,000Bq/kg以下であるため、セメント原料等として再利用又は管理型最終処分場へ埋立委託処分している。しかしながら、一部事業者においては、比較的高濃度の汚泥の再利用が進まない等の理由で処分が進まず、場内で一時保管している。

県水道局及び県内の5水道用水供給事業者では、定期的に汚泥の放射性物質の測定を実施し、測定結果については、県及び各事業者のホームページ等で速やかに公表している。

イ 下水道については、県及び市町村等が管理する終末処理場では、放射性物質が検出された下水汚泥が「上下水処理等副次産物の取扱いに関する考え方」で示された8,000Bq/kg以下であるため、再利用又は管理型最終処分場へ埋立委託処分している。

なお、県手賀沼終末処理場で発生する焼却灰は、これまで「上下水処理等副次産物の取扱いに関する考え方」で示された8,000Bq/kgを超えていたため、大型土のうに詰めて飛散防止を行い、場内の建屋内等に保管を続けている。

汚泥等の放射性物質の測定結果、終末処理場の敷地境界及び場内の空間放射線量の測定結果については、ホームページ等で公表している。

ウ 工業用水については、「上下水処理等副次産物の取扱いに関する考え方」に基づき、3箇所の浄水場の汚泥は、県内の管理型最終処分場へ埋立委託処分し、1箇

所の浄水場の汚泥は、放射性物質の測定値が下がったことから、セメント原料として再資源化している。

汚泥の放射性物質の測定結果、浄水場の敷地境界及び施設内の空間放射線量の測定結果については、ホームページで公表している。

## 7. 損害賠償

農林水産事業者の被害については、国に対し、被害に対する万全の賠償を強く要望した結果、平成23年8月5日に原子力損害賠償紛争審査会から示された「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「原子力損害の判定等に関する中間指針」という。)において、県内の食用農林水産物の出荷自粛、風評被害等については、損害賠償の対象とされたところである。

さらに、生産者に対しては、市町村や関係団体と連携し、賠償請求に関する相談窓口を設ける等、賠償に対する生産者の不安や疑問の解消に努めている。

また、観光業については、「原子力損害の判定等に関する中間指針」において、本県が風評被害の対象として明記されなかったことから、国に対し、当該指針に本県の観光業を明記するよう要望している。

一方、東京電力(株)に対しては、本県観光事業者との「協議の場」を設けるよう要請し、協議が開始されたことから、本県観光事業者が適切に賠償を受けられるよう、市町村や関係団体と連携を図りながら支援していく。

なお、原子力損害かどうかの認定や賠償内容については、原子力事業者である東京電力(株)と被害者との当事者同士の問題とされている。しかしながら、県としては、今回の事故が多く事業者、生産者等に与えた損害に鑑み、東京電力(株)が適正な賠償を行うよう国に強く要望している。

また、原発事故に係る行政経費については、東京電力(株)が示した「福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故による原子力損害への本補償に向けた取り組みについて」(以下「原子力損害への本補償に向けた取り組み」という。)において継続的な検討事項とされていることから、地方公共団体における損害に関する補償基準を早急に示すよう国に強く要望している。

## 第2章 原発事故に係る県の課題

放射性物質が、人体はもとより、生活環境や生態系に及ぼす影響については不明な点が多いことから、現在でも、多くの県民が放射性物質に対し不安を抱いており、県としては、一刻も早く県民の不安を取り除く必要がある。

今回の事故については、本来、国が責任をもって対応すべきものと考えているが、放射性物質が既に広域的に拡散している状況に鑑み、県としても、県民の安全・安心を守るため、迅速な対応を行っていかなければならない。

さらに、長期的には、食物連鎖をはじめとした生態系内の物質循環により放射性物質がどう拡散していくか、生物濃縮により、放射性物質の生物内の蓄積が進むのかといった点についても考慮する必要がある。

このような中で、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「放射性物質環境汚染対処特別措置法」という。)が平成23年8月30日に公布され、平成24年1月1日から全面施行することとされた。

これまで、緊急避難的な措置として対応してきたが、今後は、「放射性物質環境汚染対処特別措置法」に基づき、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置が実施されることとなる。

### 1. 監視体制の強化と放射線医学総合研究所等との連携

大気環境・海水・上水道への放射線・放射性物質が生活や産業に与える影響については、保護者や事業者をはじめ、多くの県民が不安を抱いている。

この問題の解決においては、国における責任ある対応が必要であり、国として安全性に係る基準を示すべきであるが、県としても、県民の安全確保と不安解消のために、放射性物質に関する監視体制を強化し、県民に対し、正確な情報提供を適時に行っていく必要がある。

また、本県には、放射性物質の人体への影響等に関する専門的な知見を有する(独)放射線医学総合研究所があることから、県民に対する情報提供に当たっては、(独)放射線医学総合研究所等とも積極的に連携し、適切な協力や助言等を受けていくことが有効である。

### 2. 県内産業に対する影響への対応

#### (1) 農林水産業

本県の主力産業である農林水産業においては、一部の農林産物が出荷制限、出荷自粛等により、また、水産物が出漁自粛等により大きな被害が生じたことに加え、その他の農林水産物においても、安全基準上問題がなくても、風評被害により市場価格が大幅に下落する等、深刻な影響が生じた。

こうした状況の中、検査体制を強化し、検査結果を速やかに公表することで、消費者にも安心して県産農林水産物を購入してもらうとともに、事業者に対しては適切な支援を行う必要がある。

なお、流通制限を受けた牧草、堆肥等の処分については、一般廃棄物として処分することとされているが、処理場の焼却灰から高濃度の放射性物質が検出されたことから、廃棄物の一時保管場所やその最終的な処分場所の確保が困難となっている状況がある。

## (2) 商工業・観光業

本県産業を支える中小企業については、風評被害による売上げ減少や二重ローン問題への対応等も含め、今後も経営面での支援を行う必要がある。

観光業では、いまだ風評により県内への観光入込客が大幅に減少しており、特に外国人観光客の減少は顕著であることから、引き続きその回復を図る必要がある。

## 3. 学校教育等における対策

### (1) 学校等の校庭等

学校等内には、側溝や雨樋等、校庭等と比較すると局所的に放射線量の高い場所も存在すると言われていることから、保護者等からも不安の声が寄せられている。

児童生徒が受ける放射線量を合理的にできる限り下げしていくためには、放射線量の測定と放射線量の高い箇所の線量低減が必要である。

### (2) 学校給食用食材

暫定規制値を超える汚染牛肉が流通し、本県の給食で使用されたこともあることから、保護者の抱える給食用食材への不安軽減のため、食品等の放射性物質の監視の更なる充実と、情報提供を含む中長期的な実施体制づくりが課題である。

## 4. 健康に対する影響への対応

低量の放射線を長期間被ばくした場合の健康への影響については、過去に蓄積されたデータが乏しく、長期的に何らかの影響を及ぼす可能性が否定できない。

また、水の摂取制限や野菜の出荷制限、母乳からの放射性ヨウ素の検出等の報道がなされるたび、特に乳幼児や児童生徒を持つ保護者をはじめとする県民の不安が高まっているため、放射能の健康への影響について注視するとともに、その不安をできるだけ軽減することが求められている。

## 5. 上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等の処分

上下水道等の施設から出される汚泥や一般廃棄物の処理上発生する焼却灰等の処分については、首都圏の多くの自治体の課題となっている。

8,000Bq/kg を超える放射性物質を含む上下水道等施設の汚泥等の処理については、国からは、いまだ実現可能な具体的な処分方法が示されていない。

このような状況の中、「放射性物質環境汚染対処特別措置法」に基づき、国が収集、運搬、保管及び処分を行うこととされている「指定廃棄物」として、国において、「8,000Bq/kg を超える汚泥・焼却灰等を指定する」との考え方が示されている。県としては、国の検討状況を注視し、国から示される処分方針を踏まえ、対応する必要がある。

ある。

また、現在行っている一時保管の措置については、最終的な処分先が確保されるまでの間は継続する必要があるが、施設内保管について、場所の確保が限界となっている施設もあることから、県内における広域的な場所の確保について検討する必要がある。

## 6．汚染された土壌等の除染等の措置

今回の事故により、放射性物質が広範囲に飛散しており、特に側溝や雨樋等、局所的に放射線量が高い場所が確認されていることから、放射性物質を除染等により生活空間から隔離し、放射性物質による環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することが重要である。

また、除染に伴って発生した汚染土壌について、処分方法及び処分場所が問題となっている。

## 7．損害賠償に関する対応

風評被害については、「原子力損害の判定等に関する中間指針」においては、当該指針で示された類型に該当しない被害についても、「相当因果関係があることが立証された場合には、賠償の対象となる」とされている。しかし、東京電力(株)が示した「原子力損害への本補償に向けた取り組み」ではその旨の記載がなかったことから、因果関係が立証されるよう東京電力(株)に働きかけていく必要がある。

また、風評等により売上が減少したため厳しい経営状況にある観光事業者も多いことから、東京電力(株)による損害賠償が適切に行われるようにする必要がある。

さらに、生活再建、経営再建に日夜尽力されている事業者等にとって、損害賠償請求そのものが新たな負担になることはあってはならない。

原発事故に係る行政経費については、「原子力損害への本補償に向けた取り組み」において継続的な検討事項とされているが、既に県及び市町村において、多額の費用を講じているところであり、これらの費用が過大な負担となっていることから、地方公共団体における損害に関する補償基準が早急に作成されることが必要である。

(参考)「放射性物質環境汚染対処特別措置法」における除染等の措置の考え方

1．汚染状況重点調査地域の指定

環境大臣は、地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認められ、又はそのおそれが著しいと認められる場合には、当該地域を、関係地方公共団体の長の意見を聞いた上で、汚染状況重点調査地域として指定する。

2．除染実施区域に係る除染等の措置等の実施主体

(1) 国、都道府県、市町村、環境省令で定める者が管理する土地及びこれに存する工作物等にあつては、それぞれの管理者が除染等の措置等を行う。

(2) (1)以外の土地及びこれに存する工作物等にあつては、当該土地が所在する市町村が除染等の措置等を行う。

3．除染実施計画の策定

汚染状況重点調査地域に指定された市町村は、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の調査測定の結果等により、汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認める区域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、除染実施計画を定める。

4．除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施

除染実施計画に定められた除染実施者は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

5．費用負担

原子力損害の賠償に関する法律第3条第1項の規定により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施される。

### 第3章 原発事故に係る対処方針

今回問題とされている代表的な放射性物質としては、ヨウ素とセシウムが挙げられる。

このうちヨウ素の半減期は8日、セシウム134の半減期は2年、セシウム137の半減期は30年とされており、これらは原子であるため消滅することはない。

放射性物質が人に及ぼす影響は、内部被ばくに係るものと外部被ばくに係るものに分けられる。

内部被ばくの対処方針としては、県民が暫定規制値を超える放射性物質を含んだ水や食料等を体内に取り込まないようにすることが重要であり、そのためには放射性物質がこれらの生産過程で取り除く又は入ってこない体制づくりが必要となる。

一方、外部被ばくを防ぐためには、既に地表に降下している放射性物質が集積し、高濃度の放射線量となるおそれがあること等から、引き続き空間放射線量のモニタリングを行う等の監視体制を継続するとともに、除染等の措置の円滑な推進を図っていくことが重要である。

また、放射性物質は、生活の流れの中で最終的に汚泥や廃棄物という形で集約・濃縮されるため、これらの濃縮された放射性物質を物質循環から隔離することが重要であり、管理体制を確固としたものにする必要がある。

#### 1. 生活環境

モニタリングポストの増設等、空間放射線量等の継続的な測定を実施するとともに、千葉県沿岸域（海水浴場等）の海水中の放射能濃度の測定を実施し、正確な情報提供に努める。

測定結果については、(独)放射線医学総合研究所等の知見を有する機関とも連携し、県民に対しわかりやすい説明を行う。

上水道については、県民の不安解消のため、今後も定期的に水道水中の放射性物質の測定を実施し、県民に情報提供していく。また、状況の変化に応じて取水停止、粉末活性炭の増量及び濁度管理の徹底等の措置を行って放射性物質の影響の軽減を図り、水道水の安全性の確保に努める。

県立都市公園については、空間放射線量が比較的高い地域の公園について、測定箇所を増やしてモニタリングを実施し、状況に応じて必要な対策を講じる。

また、放射能に関する悩みや不安を抱えた県民の質問に対応するため、「総合電話窓口」を設置する。

#### 2. 農林水産業

農林水産物（農産物、林産物、原乳、水産物等）や土壌、飼料、堆肥等における放射性物質に係るモニタリング検査について、国や市町村、生産者と連携して取り組み、暫定規制値等を超えた農林水産物が出荷されないよう正確な情報提供を行い、本県の農林水産物は安全・安心であるという消費者の信頼を確保するとともに、県産農林水産物のPR活動を積極的に行い、優れた品質、魅力を発信していく。

なお、検査体制については、農林総合研究センターに配置するゲルマニウム半導体

検出器や簡易測定器により強化を図る。

また、事故の影響を受けた農林水産業者の安定的な経営を支援するため、農林水産業者に対し、引き続き資金面での支援を行う。

### 3．商工業・観光業

事故の影響を受けた中小企業に対して、経営の安定化を図るため、資金面での支援を行う。

さらに、観光面では、安全性のPRや風評被害の解消に向けた戦略的なプロモーションによる効果的な情報発信等を展開していく。

また、県内観光施設において、入場無料となる観光優待キャンペーンの第二弾を、年度内に実施する予定である。

### 4．学校教育等

#### (1) 学校等の校庭等における対応

今後とも、県立学校等の校庭等の放射線量測定を継続的に実施し、状況を監視していくことに加え、既に実施済みの県立学校の校庭の放射線量の測定結果を踏まえ、放射線量の高い学校に対し、局所的に高いと予想される場所（雨水の集まる場所及びその出口、植物及びその根元、雨水・泥・土がたまりやすいところ）も含め測定を行い、放射線量の高い箇所については線量低減策を実施する。

#### (2) 学校給食用食材の安全・安心の確保

現在、国に対し、食品等の放射性物質の検査の更なる充実と、情報提供を含む中長期的な実施体制づくりを求めているところであるが、給食現場における現在の体制を維持できるよう、研修会等の機会をとらえて指導するとともに、きめ細かく関係情報の提供に努めていく。

また、県下で独自に給食用食材の検査に取り組む自治体もあり、県の対応について、国の動向も踏まえながら検討していく。

### 5．健康への影響

健康に対する影響への対応については、長期的な視野に立った上で、国による方針の提示及び支援が不可欠である。

したがって、国に対し、「子どもが低量の放射線を長期にわたり受けた場合の健康への影響の調査方法について、早急に検討・公表するとともに、都道府県・市町村との連携の下、調査を実施し、継続して健康状態の観察を行い、その結果及び評価を国民に対してわかりやすく公表すること」を要望している。今後も、引き続き強く求めていくとともに、県としても情報収集に努め、研究していく。

また、放射線による健康への影響について、県民に対して情報提供を行うとともに、健康福祉センターや市町村の保健従事者に対して研修を実施する。

さらに、健康相談等に対応し、県民の不安解消に努める。

## 6．上下水道等施設や一般廃棄物処理施設から発生する汚泥・焼却灰等

放射性物質を含んだ汚泥や焼却灰等については、放射性物質が集約・濃縮されていることから、周辺住民への被ばくを防ぐため、管理体制を確固としたものにする必要がある。

また、国から実現可能な具体的な処分方法が示されていない状況にある中、汚泥や焼却灰等は現在も発生し続けており、「放射性物質環境汚染対処特別措置法」に基づく「指定廃棄物」となった場合であっても、処分先が確保されるまでの間は、地方公共団体や施設の管理者等において施設内での一時保管を行う必要があることから、保管場所の確保が一層困難になる状況にある。したがって、国に対し、処分の実現に向けた早急な対応を強く要望するとともに、県としても、市町村等と連携・協力を密にしながら対応していく。

## 7．汚染された土壌等の除染等の措置

「放射性物質環境汚染対処特別措置法」においては、国、県、市町村が管理する土地等は、それぞれの管理者が除染等の措置を実施することとされている。

県では、「放射性物質により環境汚染された土壌等の除染等の措置に関する千葉県としての対処方針」を策定し、県が実施する除染等の措置の基本的な考え方を明らかにし、併せて、国・市町村との連携や市町村への支援等、県の役割を明確にすることで、除染等の措置の円滑な推進を図っていく。

また、平成23年10月21日に国から「福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応」が示された。この対応方針に基づき、地表から1メートルの高さの空間放射線量率が周辺より毎時1マイクロシーベルト以上高い箇所を発見した場合には、国に対し連絡を行い、速やかに除染が行われるよう取り組む。

## 8．損害賠償

今回の事故により、今もなお、多くの事業者等が危機的な経営状況にあることから、万全の賠償はもとより、賠償に関する迅速な対応が求められている。

今後の東京電力（株）の対応状況を注視しつつ、国や東京電力（株）に対し、損害賠償に係る事務体制（相談・請求受付・審査・支払等）の強化を図ること、請求について被災事業者への積極的な説明、書類作成の援助等のきめ細かい対応をすること、損害賠償請求があり次第、速やかに支払を行うこと、地方公共団体が要した放射性物質の測定機器や放射性物質の保管・処分に係る経費の全額を負担すること、行政経費に係る補償基準を早急に示すこと等、これまで国に対して要望してきたことについて、引き続き経緯を見守り、必要に応じ要望を行っていく。

また、市町村や関係団体と連携し、賠償請求に関する相談窓口を設ける等、補償に対する不安や疑問の解消に努める。

なお、損害の内容が各産業・業種において異なるため、県としては、担当部局において、事業者等の損害賠償請求に対し、適切に支援していく。

(参考1) 国への要望の状況(平成23年11月15日現在)

4月8日

放射性物質に係る農林水産物への被害対策について

- ・国における補償内容とその手続きの明確化、万全の補償
- ・風評被害の防止

4月15日

東日本大震災からの復旧・復興に関する緊急要望

- ・福島第一原子力発電所災害に伴う農林水産業への被害対策
- ・放射線・放射性物質に係る監視体制の強化・充実 等

6月15日

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産業の補償に関する緊急要望

- ・県全域の被害を受けた農林水産物への万全の補償

6月18日

菅内閣総理大臣来県時における知事要望

- ・国の早期の基準設定、基準を超えた場合の対処方針の提示
- ・風評被害対策、東京電力による万全の補償 等

6月28日

国の施策に対する重点要望【東日本大震災編】

- ・放射線・放射性物質に係る監視体制の強化・充実
- ・災害に伴う農林水産業・観光業への被害対策 等

6月29日

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する緊急要望

- ・放射線・放射性物質に係る監視体制の強化・充実について
- ・農林水産業及び観光業に対する補償について
- ・子どもが低量の放射線を長期にわたり受けた場合の健康への影響調査や放射線被ばく量低減策の研究及び実施について
- ・財政支援の充実について

8月3日

東京電力福島第一原子力発電所事故による損害に関する緊急要望

- ・観光業に関する賠償について
- ・農林水産業に対する補償について

9月26日

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線・放射性物質対策等に関する緊急要望

- ・ごみ焼却施設において発生する焼却灰等の処理について
- ・上・下水道処理施設において発生する汚泥・焼却灰等の処理について
- ・学校教育現場等における放射能対策について
- ・観光業における風評被害に対する賠償等について
- ・東京電力（株）による「原子力損害の判定等に係る中間指針」の確実な履行について
- ・東京電力（株）における損害賠償に係る対応について

( 参考 2 ) 県内市町村からの意見

千葉県災害復旧・復興本部では、平成 23 年 5 月から 7 月にかけて、県内の全市町村と、東日本大震災からの復旧・復興に係る意見交換を行ってきたが、多岐にわたる意見の中でも、原発関連の意見が多くみられた。ここに示すのは、それらの中の主なものである。

( 安全基準の設定 )

放射能に関する統一的な基準を早く定めてほしい。

校庭や園庭の土壌、プール、給食についての検査要望が多い。統一的な指針が欲しい。

( 監視体制の強化 )

放射線量率の観測施設の増設をするとともに、継続して測定してほしい。

海水浴場、海水、砂浜等の放射性物質検査も実施してほしい。

( 風評被害対策 )

風評被害を受けた農水産業、観光業、飲食業に対し補償をしてほしい。

農協等に入っていない人への風評被害補償の手続・枠組を早く教えてほしい。

観光の風評被害が大きいので、安全性等を P R してほしい。

農産物の国・県主導による継続的な検査体制の強化や安全・安心の P R 等を願いたい。

( 健康への影響 )

住民の放射能への不安感が高まっている。県で説明会等を行ってほしい。

保護者から「放射線が心配」との声があり、対応マニュアルを作成してほしい。

内部被ばく・長期の健康診査を実施してほしい。

県で一元的な健康相談窓口を設けてほしい。

( 下水道施設から発生される汚泥の処理 )

下水道終末処理場から排出される汚泥について、業者から受入れを停止された。

汚泥の放射エネルギーに関する基準が早急に示される必要がある。

下水処理施設における脱水汚泥の処分先の確保・処分費用の支援を、県に願いたい。

( 財政的な支援 )

放射線量測定機器による独自計測や対策への財政支援が必要。

除染や、砂入れ替え等の対策費用の助成措置を願いたい。

(参考3) 放射線・放射性物質に関するモニタリング検査・測定項目

【大気・水質関係】

大気環境・上水・降水物の放射線量等の測定

- ・モニタリングポストによる空間放射線量の常時測定

(毎時、県内2地点)

- ・可搬式放射線量計(サーベイメータ)による空間放射線量の測定

(環境研究センター:毎日、各地域振興事務所:毎週1回)  
(県内全市町村:5月31日~6月30日、114地点)

- ・上水・降水物の放射性物質測定

(毎日1回、県内1地点)

- ・市町村と連携した空間放射線量の測定

(サーベイメータを新たに35台整備し、測定を希望する市町村に貸与)  
(7月21日~、延べ約3,400地点(9月末現在))

海水中の放射能の測定

(5月16日及び17日、沿岸域、沖合2kmの4地点)

海水中の放射能の測定(港湾関係)

(週1回、千葉港港湾区域内(千葉航路))

海水浴場に係る海水中の放射能濃度等測定

(6月14日及び15日、18市町村18地点)

「水浴場の放射性物質に関する指針」に基づく放射能濃度等測定

(7月12日~14日、63海水浴場65地点(海水中の放射能濃度等測定))

(7月11日~14日、63海水浴場65地点(砂浜等の空間放射線量の測定))

海水浴場等における海水中のモニタリング調査

(7月~翌年3月1回4地点(7~8月週1又は2回、9~10月月2回、以後月1回))

【農林水産物関係】

県産米の放射性物質検査

(8月9日~31日、水稻作付のある全市町村で旧市町村単位、予備調査48地点、  
本調査271地点)

県産農産物(野菜等)の放射能モニタリング検査

(週1回程度の頻度、県内全域、11月17日現在75品目、641検体)

県産原乳のモニタリング検査

(毎週1回2地点ずつ 県内16地点、11月18日現在、53検体)

食肉(牛肉)の放射性物質検査

(毎週1回程度、11月18日現在、61検体)

食肉(豚肉)の放射性物質検査

(5月13日、2検体)

鶏卵の放射性物質検査

(5月13日~8月9日、7検体)

しいたけ等の県産特産林産物の放射性物質検査

(4月に1回、7月～9月は各月1回、10月は週1回、11月17日現在、58検体)  
水産物の放射能検査

(週10回程度、県内6区域)

堆肥(雑草・稲わら堆肥等)の放射性物質検査

(8月24日～9月27日、68検体)

牧草の放射性物質の検査

(4月21日～10月19日、50検体)

飼料用稲わらの放射性物質の検査

(8月10日～9月5日、12検体)

飼料用青刈りトウモロコシ及び稲発酵粗飼料用イネの放射性物質の検査

(7月14日～9月30日、25検体)

飼料用米の放射性物質の安全確認検査

(8月15日～9月30日、8検体(生もみ2検体、乾燥もみ6検体))

もみがらの放射性物質検査

(8月24～25日、10検体)

牛ふん堆肥の放射性物質検査

(7月17日～11月18日、226検体)

農地土壌の放射性セシウム濃度の調査

(4月8日、水田4検体、畑6検体)

(8月30日農林水産省公表、

農地土壌放射能濃度分布図30地点(4月8日公表の10地点含む))

#### 【上下水道関係】

千葉県水道局水道水における放射線量の測定

(毎日、6地点)

千葉県水道局の浄水場における空間放射線量の測定

(週1～2回、24地点)

千葉県水道局の浄水場における汚泥の放射線量の測定

(週1回、4地点)

千葉県流域下水道終末処理場における汚泥等の放射性物質及び空間放射線量の測定

(月2回、脱水汚泥4処理場、焼却灰3処理場、空間線量4処理場)

工業用水浄水場における汚泥の放射性物質及び空間放射線量の測定

・汚泥の放射性物質の測定

(6月 月1回、5検体)

(7月～ 月2回、5検体)

・空間放射線量の測定

(7月5日～8月26日 週2回、30地点)

(8月29日～ 週1回、30地点)

【その他】

県立学校等の校庭の放射線量の測定

(7月7日～15日 30校及び2教育施設)

(10月17日～11月21日 東葛地区の全県立学校(32校)を含む県立学校51校)

県立学校のプール水の放射性物質の測定

(6月10日～20日 16校)

総合スポーツセンター等の空間放射線量の測定

(11月15日 3施設)

県立都市公園のプール等における水中放射性物質等の測定

(7月6日 3施設)

県立都市公園の空間放射線量の測定

(9月5日～12日 12公園)

(10月28日～11月1日 5公園)